

特定非営利活動法人E-LINK定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人E-LINK という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を北海道札幌市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、課題を抱える地域子ども達、障がい児及び障がい者、並びにその家族に対して、地域住民、学生、観光客等、様々な世代の 大人との関わりからサポート支援する事業を行い、地域の居場所・学び場作り、日常生活及び社会生活の支援、並びに子ども達の将来設計の一助になることを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 子どもの健全育成に関わる放課後児童健全育成事業及び居場所運営事業
 - ② 不登校児支援のためのフリースクール及び学習支援・学習塾経営事業
 - ③ 児童福祉法に基づく障がい児通所支援事業
 - ④ 障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障がい福祉サービス事業
 - ⑤ 保護者、地域住民、ボランティア及び学生のための交流・サポート事業
 - ⑥ 教育に関するイベント・コミュニティサポート事業
 - ⑦ 地域・教育に関するコンサルタント及びコーディネート受託事業

(2) その他の事業

① 本の出版・書籍販売事業

- 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
(2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき
(3) 除名されたとき。

(退会)

第9条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第 10 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名すること ができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第 11 条 既納の寄付金及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上10人以下

(2) 監事 1人以上3人以下

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときはその職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わな

ければ ならない。

(欠員補充)

第 16 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 17 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 18 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 19 条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 20 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 借入金 (その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 49 条にお

- いて同じ。) その他新たな義務の負担及び権利の放棄
(8) 事務局の組織及び運営
(9) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第23前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によって、あらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第50条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。
 - 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各項の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。

(3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第32条第2項及び第3項の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面若しくは電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)

- (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立の時の財産目録に記載された資産

(2) 寄付金品

(3) 財産から生じる収益

(4) 事業に伴う収益

(5) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関するものとその他の事業に関するものの2種とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第45条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(1) 目的

(2) 名称

(3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

(4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）

(5) 社員の資格の得喪に関する事項

(6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）

(7) 会議に関する事項

(8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項

(9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）

(10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、公益社団法人又は公益財団法人に譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法（公告の方法）

第54条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	日向 洋喜
副理事長	河嶋 峻
理事	柴田 涼平
同	木村 高志

同 平野 順風
同 杉山 旬
監事 谷脇 貴大

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2021年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、成立の日から2020年3月31日までとする。
- 6 この定款の変更は下記記載の日から施行する。

附則 この規定は、2019年10月21日より実施する。
本改訂版は令和5年10月19日から施行する。
本改訂版は令和8年●●月●●日から施行する。

定款変更の認証を受けた事業年度の事業計画書

令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人 E-LINK

1 事業実施の方針

・学童保育、フリースクール、学習塾、地域食堂を中心に事業を行いながら、地域イベント、教育関連のイベントに参加しながら認知を広める活動を行うとともに、将来的な福祉事業の展開へ向けて地域で情報収集を進めていきたい。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位:千円)
子どもの健全育成に関わる放課後児童健全育成事業及び居場所運営事業	① 小学生を対象として、宿題・遊び・生活のサポートを通して保護者が迎えに来るまでの間を預かる学童保育の運営。 ② 地域のお寺を活用した、小学校高学年対象の無償の遊び場「寺子屋」の運営。	① (A) 通年 (B) 札幌市中央区 (C) 3人 ② (A) 毎週月曜日 14時半～19時 (B) 北海寺 (C) 1人	① (D) 札幌市中央区 (E) 30人 ② (D) 札幌市中央区 (E) 40人	9949
不登校児支援のためのフリースクール及び学習支援・学習塾経営事業	① 主に10代の不登校児を対象として、学習支援・キャリア教育を中心に生活のサポートをするフリースクールを運営する。 ② 小中学生を対象とした自立学習塾の運営	①・② (A) 通年 (B) 札幌市中央区 (C) 2人	①・② (D) 札幌市 (E) 20人	4974

児童福祉法に基づく障がい児通所支援事業	本年度実施予定なし			
障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障がい福祉サービス事業	本年度実施予定なし			
保護者、地域住民、ボランティア及び学生のための交流・サポート事業	①近隣の子育て世代の交流イベント（プレーパーク） ②地域の多世代交流イベント（地域食堂、お祭りブース出展、ハロウィン等）の開催・運営。	①(A) 平日午前、年数回 (B) 創成東地区 (C) 4 人 ②(A) 不定期（土日・祝日） (B) 創成東地区 (C) 5 人	①(D) 創成東地区の近隣住民 (E) 10～20 人 ②(D) 創成東地区の近隣住民 (E) 1000 人～2000 人	1159
教育に関するイベント・コミュニティサポート事業	教育系のイベント等への講演活動	(A) 不定期実施 (B) 全国オンライン・オフライン (C) 2 人	(D) イベント参加者 (E) 10 人～500 人	248
地域・教育に関するコンサルタント及びコーディネート受託事業	地域資源コーディネーターとして地域・教育系の団体へのコンサルタントの実施	(A) 通年 (B) 札幌市 (C) 2 人	(D) 委託団体（行政、保育園、若者支援センター等） (E) 約 300 人	248

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施予定日時 (B) 当該事業の実施予定場所 (C) 従事者の予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
本の出版・ 書籍販売事 業	本年度実施予定なし		

(法第25条第4項関係「定款の変更の日の属する事業年度の活動予算書」)

法人名:特定非営利活動法人E-LINK

定款変更の認証を受けた事業年度 2026年度活動予算書

2026年4月1日から2027年3月31日まで

(単位:円)

科 目		金 額	
I 経常収益			
1 受取寄附金			
受取寄附金	3,500,000	3,500,000	
2 受取助成金等			
受取民間助成金	0	0	
受取国庫補助金	3,000,000	3,000,000	
3 事業収益		0	
学童保育事業収益	5,120,000	5,120,000	
フリースクール事業収益	1,513,000	1,513,000	
交流イベント事業収益	600,000	600,000	
受託事業収益	800,000	800,000	
学習塾事業収益	3,200,000	3,200,000	
4. その他収益			
雑収益		0	
経常収益計			17,733,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1)人件費			
役員報酬	3,180,000		
給料手当	7,290,000		
法定福利費	1,680,000		
雑給	0		
人件費計	12,150,000		
(2)その他経費			
業務委託費	100,000		
印刷製本費	55,000		
会議費	80,000		
旅費交通費	360,000		
通信運搬費	48,000		
消耗品費	200,000		
地代家賃	2,040,000		
水道光熱費	230,000		
保険料	48,000		
諸会費	5,000		
支払手数料	200,000		
リース料	112,200		
新聞図書費	30,000		
雑費	20,000		
材料費	650,000		
租税公課	200,000		
広告宣伝費	50,000		

2	その他経費計	4,428,200	16,578,200	
	事業費計			
	管理費			
	(1)人件費			
	人件費計	0		
	(2)その他経費			
	印刷製本費	5,000		
	通信運搬費	35,000		
	消耗品費	3,000		
	租税公課	7,400		
	支払手数料	150,000		
	広告宣伝費	0		
経常費用計	その他経費計	200,400	200,400	16,778,600
	管理費計			
	当期正味財産増減額			954,400
	前期繰越正味財産額			△ 2,032,367
	次期繰越正味財産額			△ 1,077,967

定款変更の認証を受けた翌事業年度の事業計画書

令和9年4月1日から 令和10年3月31日まで

特定非営利活動法人 E-LINK

1 事業実施の方針

・学童保育、フリースクール、学習塾、地域食堂を中心に事業を行いながら、地域イベント、教育関連のイベントに参加しながら認知を広める活動を行うとともに、放課後等デイサービスの開業をすることで、居場所・学び場・福祉の観点でバランスよく地域の子どもたちを見守っていく。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位:千円)
子どもの健全育成に関わる放課後児童健全育成事業及び居場所運営事業	① 小学生を対象として、宿題・遊び・生活のサポートを通して保護者が迎えに来るまでの間を預かる学童保育の運営。 ② 地域のお寺を活用した、小学校高学年対象の無償の遊び場「寺子屋」の運営。	① (A) 通年 (B) 札幌市中央区 (C) 3人 ② (A) 毎週月曜日 14時半～19時 (B) 北海寺 (C) 1人	① (D) 札幌市中央区 (E) 30人 ② (D) 札幌市中央区 (E) 40人	10000
不登校児支援のためのフリースクール及び学習支援・学習塾経営事業	① 主に10代の不登校児を対象として、学習支援・キャリア教育を中心に生活のサポートをするフリースクールを運営する。 ② 小中学生を対象とした自立学習塾の運営	①・② (A) 通年 (B) 札幌市中央区 (C) 2人	①・② (D) 札幌市 (E) 20人	6000

児童福祉法に基づく障がい児通所支援事業	① 障がい児児童を対象とした放課後等デイサービスの運営。	(A) 通年 (B) 札幌市中央区 (C) 3 人	(D) 札幌市中央区 (F) 30 人	11893
障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障がい福祉サービス事業	本年度実施予定なし			
保護者、地域住民、ボランティア及び学生のための交流・サポート事業	①近隣の子育て世代の交流イベント（プレーパーク） ②地域の多世代交流イベント（地域食堂、お祭りブース出展、ハロウィン等）の開催・運営。	①(A) 平日午前、年数回 (B) 創成東地区 (C) 4 人 ②(A) 不定期（土日・祝日） (B) 創成東地区 (C) 5 人	①(D) 創成東地区の近隣住民 (E) 10～20 人 ②(D) 創成東地区の近隣住民 (E) 1000 人～2000 人	1159
教育に関するイベント・コミュニティサポート事業	教育系のイベント等への講演活動	(A) 不定期実施 (B) 全国オンライン・オフライン (C) 2 人	(D) イベント参加者 (E) 10 人～500 人	248
地域・教育に関するコンサルタント及びコーディネート受託事業	地域資源コーディネーターとして地域・教育系の団体へのコンサルタントの実施	(A) 通年 (B) 札幌市 (C) 2 人	(D) 委託団体（行政、保育園、若者支援センター等） (E) 約 300 人	248

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施予定日時 (B) 当該事業の実施予定場所 (C) 従事者の予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
本の出版・ 書籍販売事 業	本年度実施予定なし		

(法第25条第4項関係「定款の変更の日の属する翌事業年度の活動予算書」)

法人名:特定非営利活動法人E-LINK

定款変更の認証を受けた翌事業年度 2027年度活動予算書

2027 年 4 月 1 日 から 2028 年 3 月 31 日 まで

(単位:円)

科 目		金 額	
I 経常収益			
1 受取寄附金			
受取寄附金	3,500,000	3,500,000	
2 受取助成金等			
受取民間助成金	0	0	
受取国庫補助金	3,000,000	3,000,000	
3 事業収益		0	
学童保育事業収益	6,000,000	6,000,000	
フリースクール事業収益	2,000,000	2,000,000	
交流イベント事業収益	600,000	600,000	
受託事業収益	400,000	400,000	
放課後等デイサービス事業収益	15,000,000	15,000,000	
学習塾事業収益	3,200,000	3,200,000	
4. その他収益			
雑収益		0	
経常収益計			33,700,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1)人件費			
役員報酬	3,500,000		
給料手当	15,240,000		
法定福利費	2,811,000		
雑給	0		
人件費計	21,551,000		
(2)その他経費			
業務委託費	100,000		
印刷製本費	100,000		
会議費	100,000		
旅費交通費	360,000		
通信運搬費	100,000		
消耗品費	300,000		
地代家賃	5,040,000		
水道光熱費	450,000		
保険料	80,000		
諸会費	5,000		
支払手数料	300,000		
リース料	112,200		
新聞図書費	30,000		
雑費	20,000		
材料費	650,000		
租税公課	200,000		

	広告宣伝費	50,000		
	その他経費計	7,997,200		
	事業費計		29,548,200	
2	管理費			
	(1)人件費			
	人件費計	0		
	(2)その他経費			
	印刷製本費	5,000		
	通信運搬費	35,000		
	消耗品費	3,000		
	租税公課	7,400		
	支払手数料	150,000		
	広告宣伝費	0		
	その他経費計	200,400		
	管理費計		200,400	
経常費用計				29,748,600
	当期正味財産増減額			3,951,400
	前期繰越正味財産額			△ 1,077,967
	次期繰越正味財産額			2,873,433